

新たなJWBFの理念・ビジョン・中長期的戦略

資料1-4

JWBFの理念

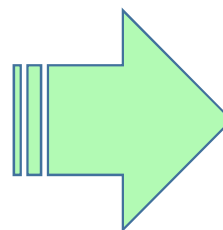
JWBFのビジョン

JWBFの中長期的戦略

新たに理念や目的を見直し、JWBFが目指す将来の姿を明確にし、未来に進むビジョンを描く。

キーワード

健常者
登録



共生社会
への貢献

新たなJWBFの理念・ビジョン・中長期的戦略

JWBFの理念

【今までのJWBF目的】

（定款第3条）

日本の車椅子バスケットボール競技を統轄し代表する団体として

- 競技の普及及び振興
- 健全な心身の養成と社会参加
- 障害に対する社会の理解促進
- バリアフリー社会の実現



【新たな理念（目的）】（案）

日本の車いすバスケットボール競技を統轄し代表する団体として、競技の普及及び振興を図るとともに、**車いすバスケットボールを通じて、障がい者と健常者が共に理解し合える共生社会の発展に貢献することを目的とする。**

- 競技の普及及び振興
- **共生社会の発展に貢献**

新たなJWBFの理念・ビジョン・中長期的戦略

JWBFのビジョン

- 車いすバスケットボールを通じて、社会や人の心の中にあるバリアを共にのりこえ、誰もが心と体の成長を楽しめる世界を創る。
- そして、互いに理解し、高め合える未来を創る。
- そのためにこれからも、車いすバスケットボールへの関心と参加を社会に広げ、さらには世界に通じる強いチームと選手を育てていく。

新たなJWBFの理念・ビジョン・中長期的戦略

JWBFの中長期的戦略

① 真の共生社会への貢献

車いすバスケットボールを通じ、真の共生社会の実現に向けた教育（体験会等）や競技参加を通じた次世代の心身の健全な育成に貢献する。

② 車いすバスケットボールの価値向上の実現

誰もが見て、触れて楽しめる競技となるように、継続的に車いすバスケットボールの魅力・価値向上を図る。

③ 日本代表の活躍を通じた社会への貢献

日本代表の強化に力を注ぎ、日本代表の活躍を通じて社会に勇気と希望を伝えていく。

④ 地域社会活性化と障がい者理解への貢献

企業や教育機関と積極的に連携し、車いすバスケットボールを通じて、地域社会の活性化や障がい者理解の向上に貢献する。

(一社)日本車いすバスケットボール連盟 中期実施計画(2016年度～2020年度)



一般社団法人 日本車いすバスケットボール連盟

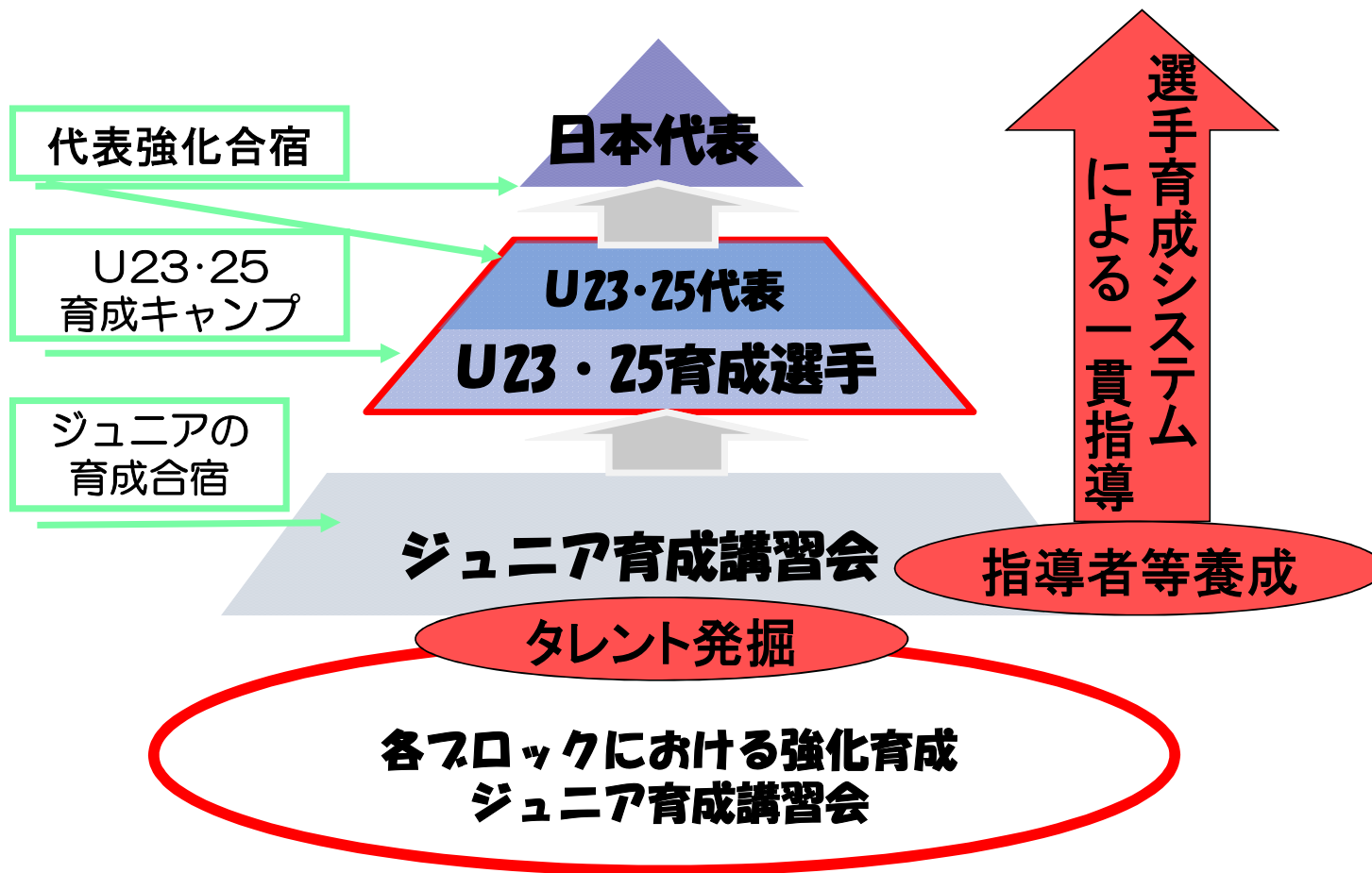


車いすバスケットボールの現状と課題

① 選手の強化育成

選手強化の現状と理想

課題 1



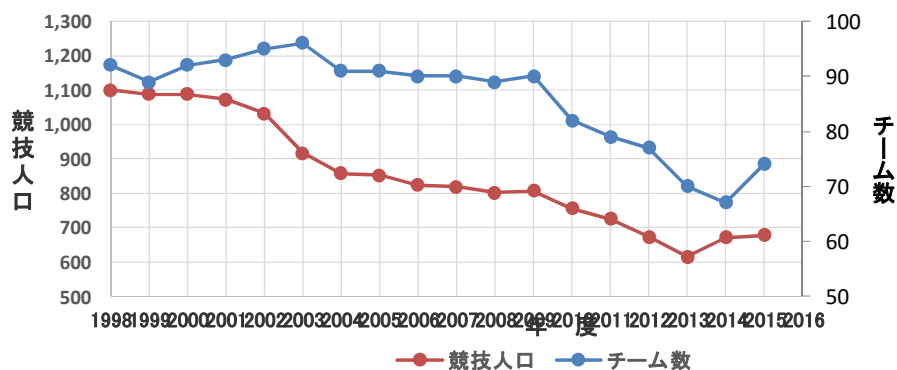
- ① ジュニア期から代表クラスに至るまでの一貫した指導体制
- ② 男子U23・女子25の育成強化
- ③ 次世代プレイヤーの発掘
- ④ 指導者、専門スタッフの養成

車いすバスケットボールの現状と課題 ② 競技人口の減少

競技人口及びチーム数の推移

年度	競技人口			チーム数		
	男子	女子	計	男子	女子	計
1998	1,003	96	1,099	84	8	92
1999	990	98	1,088	82	7	89
2000	992	95	1,087	85	7	92
2001	975	98	1,073	86	7	93
2002	967	65	1,032	88	7	95
2011	659	66	725	72	7	79
2012	601	71	672	69	8	77
2013	551	64	615	63	7	70
2014	600	71	671	60	7	67
2015	611	67	678	67	7	74

競技人口及びチーム数の推移



課題 2

- ・2003年以降、急激な競技人口の減少
- ・ニュープレイヤーの発掘(減少傾向)
- ・地方チームの衰退

要因

- ・競技種目の選択肢が増えた
- ・高齢化により、競技性からレクリエーションへ
- ・連盟登録費の負担感



実は未登録のチームやプレイヤーが全国的に多く存在する

車いすバスケットボールの現状と課題 ③ 資金の調達

強化費の概要内訳

年度	強化費総額 (円)	内 訳				国内合宿等 (男女)	海外遠征 (男女)
		JPC強化費等	スポンサー等	連盟	選手負担		
2014	45,314,631	30,651,826	10,739,555	2,000,000	1,923,250	15回	7回
2015	55,000,000	20,000,000	20,000,000	12,500,000	2,500,000	20回	8回

課題 3

- ・2020東京パラリンピックに向けて次世代プレイヤーを強化育成しなければならない。
- ・次世代プレイヤーを育成するための強化合宿にかかる資金の不足
- ・外国チームとの対戦経験を積むための海外遠征にかかる資金の不足



**スポンサーの
開拓**

車いすバスケットボールの現状と課題 ③ 組織ガバナンス等の強化

増加が予想される業務への対応

- ・ガバナンス強化に伴う諸規程の整備や見直しに係る業務
- ・年々増加が予想される代表合宿・遠征に伴う強化費業務
- ・組織の拡大及び新たな大会開催に伴う業務(大会運営・経理等)の増加
- ・認知度拡大のための体験会事業の実施



- ・事務局職員の増加
- ・事業系(大会運営・体験会等)職員の採用
- ・協賛企業等からの職員出向

ガバナンス・コンプライアンスの強化

- ・諸規程の整備及び実態に沿った見直し
- ・強化スタッフ及び強化指定選手等へのコンプライアンスの徹底
- ・不祥事に対応できる組織体制

JWBFが目指す2020東京パラに向けての中期計画

《目的》2020東京パラリンピックに向けて、強化指導部、事業部、普及部、競技規則審判部、クラス分け部の各専門部相互の有機的な連携を図り、ジュニア期から日本代表に至る体系かつ戦略的な選手育成システムを構築するとともに、強化育成の環境整備及び連盟全体のガバナンス強化等に取り組むことで、男女ともにメダルの獲得を目指す。

4つの課題

選手の
強化育成

競技人口
の減少

資金の
調達

組織
ガバナンス
等の強化

課題解決に向けて連盟が取り組む重点事項

- ① ジュニア期から日本代表に至る一貫した指導体制
- ② 指導者、専門スタッフの養成
- ③ 強化合宿等の環境整備(拠点作り)
- ④ 選手が指導者になるキャリア循環
- ⑤ 世界大会等の企画・招致
- ⑥ セカンドキャリア
- ⑦ ニュープレイヤーの発掘・育成
- ⑧ 登録制度の見直し
- ⑨ 健常者プレイヤーの参加(地方チームの活性化)
- ⑩ スポンサーの開拓
- ⑪ 組織及び事務局の体制強化
- ⑫ 諸規定などの整備
- ⑬ コンプライアンスの強化

行動計画の進行管理

選手の強化育成	2016	2017	2018	2019	2020
① ジュニア期から日本代表に至る一貫した指導体制	男子U23選手・スタッフ強化を本格実施、A代表ACがU23HCとなり一貫した指導体制を図る。	男子U23代表が世界4位となり、U23代表選手がA代表に5人が選出。	女子U25選手・スタッフ強化を本格実施、A代表ACがU23HCとなり一貫した指導体制を図る。	女子U25世界選手権に向けて重点強化	
② 指導者、専門スタッフの養成		技術委員会が指導者育成講習会を実施。(毎年開催)	専門スタッフの有償化で待遇改善。	千葉ポートアリーナを指導者・スタッフの育成強化の拠点化	
③ 強化合宿等の環境整備(拠点作り)	千葉ポートアリーナを強化拠点到認定される。	千葉ポートアリーナのトレーニング環境を整備する。	千葉ポートアリーナのトレーニング環境を整備する。	NTC拡充棟をA代表千葉ポートをアンダー世代の強化拠点化、	
④ 選手が指導者になるキャリア循環	男子A代表及びU23のコーチに元代表選手が就任する。		女子A代表及びU23のコーチに元代表選手が就任する。	元代表選手をアメリカの指導者育成キャンプに派遣	
⑤ 世界大会等の企画・招致	海外の強豪チームを招いた国際大会を企画する。(3か年実施)	三菱電機ワールドチャレンジカップの第1回目を開催	三菱電機ワールドチャレンジカップの第2回目を開催	三菱電機ワールドチャレンジカップの第3回目を開催予定	5月有明アリーナでJWBF主催のテストイベントを開催予定
⑥ セカンドキャリア				専門家による相談指導体制を整備	

行動計画の進行管理

競技人口の減少	2016	2017	2018	2019	2020
⑦ ニュープレーヤーの発掘・育成	育成講習会を利便性の良い場所に移転	育成講習会を普及部が担当	育成講習会を東西2回実施する。	主要都市での体験講習会を実施予定	地方都市での体験講習会を実施予定
⑧ 登録制度の見直し	登録料を大幅減額(12,000円→5,000円) 地方ブロックへの還元	女子選手の男子チームへの二重登録を認める。	健常者の選手登録を認める。登録数の大幅増(約70人)		
⑨ 健常者プレーヤーの参加(地方チームの活性化)		健常登録について、地方ブロック連盟との協議	健常者選手の増加によるチーム維持やチーム強化が図れた。		
資金の調達	2016	2017	2018	2019	2020
⑩ スポンサーの開拓	協賛企業12社	協賛企業17社	協賛企業18社	協賛企業20社	協賛企業22社
組織ガバナンスの強化	2016	2017	2018	2019	2020
⑪ 組織及び事務局の体制強化	事務局長、他事務系2人	事務局長、他事務系3人、事業系3人	事務局長、他事務系4人、事業系5人	事務局長、他事務系5人、事業系5人	
⑫ 諸規定などの整備	定款の見直し 財務情報の公開(HP) 代表選手行動規範	コンプライアンス規程の見直し・公開(HP)	就業規程・経理規程の見直し、財務計画の策定	ビジョン・中長期事業計画の策定に伴う定款や諸規程の見直し	
⑬ コンプライアンスの強化	強化指定選手等への研修実施(毎年開催) 代表選手へのアンケート	コンプライアンス規定の制定、社員総会での研修会開催	コンプライアンス委員会の設置	顧問弁護士による相談期機能を強化	

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟 概要

1 目的

当連盟は、日本の車いすバスケットボール競技を統括し代表する団体として車いすバスケットボール競技の普及及び振興を図り、もって身体障がい者の健全な心身の養成と社会参加及び障害に対する社会の理解を促進しバリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

* 現在、連盟が将来に向けた方向を示す明確な方針を立てるためのビジョンを策定中であり、併せて連盟目的の改正や中長期的な基本計画、財務計画等の策定についても検討している。(資料1)

なお、連盟では、東京 2020 パラリンピックに向けて、組織の現状と課題を明確にし、課題解決に向けて計画的に行動することが重要と考えており、ひいては、組織体制及びガバナンス等の強化につながるものであり、2015 年度に中期実施計画(2016～2020 年度の 5 か年計画)を策定した。(資料2)

2 組織(平成 31 年 2 月現在)

(1) 職員数 12 名

常勤(うち、非正規): 12 名(内、非正規 10 名、出向 2 名)

非常勤(うち、非正規): 無

(2) 役員数 12 名

・ 理事 合計 11 名

うち常勤理事 1 名

うち非常勤理事 10 名(外部理事 3 名、女性理事 3 名)

・ 理事の年齢構成

40 歳未満 0 名

40 歳代 1 名

50 歳代 5 名

60 歳代 4 名

70 歳代 1 名

80 歳以上 0 名

・ 評議員 設置していない

・ 監事 1 名

・ 会計監査人 現在、公認会計士と調整中

(3) 役員の再任回数又は在任期間の制限に係る規定の有無

無

現在、3 月の理事会に諮るべく理事会規程を作成しているが、再任回数や年齢制限、外部理事及び女性理事の割合等について、規定に盛り込むことを検討している。

(4) 役員の年齢制限や定年に係る規定の有無
無

3 平成 30 年度予算
4 億 8 8 7 万円

4 登録会員者数
7 2 0 人 (平成 3 1 年 1 月現在)
(男子 6 5 5 人、女子 6 5 人)

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟（以下「連盟」という。）におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための事項を定めることにより、法令違反や不祥事を未然に防止し、連盟に対する社会的信用の保持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、連盟の定款、コンプライアンス規程及び諸規程並びに社会規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程の適用となる者は、次に定める連盟関係者とする。

- (1) 定款第5条に規定する正会員、登録選手及び登録スタッフ
- (2) 定款第11条に規定する役員、ブロック、専門部、委員会及び事務局に所属する者
- (3) 定款第24条に規定する理事及び監事

(基本的責務)

第4条 前条で規定された連盟関係者は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、法令等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第5条 連盟関係者は、次の各号に掲げることをしてはならない。

- (1) 暴力行為、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ、差別、暴言及びその他人権尊重の精神に反する言動等。
- (2) 麻薬等の法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持又は使用。
- (3) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用又は使用させること。
- (4) 違法賭博等の違法行為。
- (5) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと。
- (6) 職務やその地位を利用し、自己の利益を図ること又は斡旋・強要をすること。
- (7) 補助金、助成金等の経理処理に関する目的外の流用又は不正行為。
- (8) 他人の名誉を軽んじ、プライバシーを侵害する行為。
- (9) その他連盟又は加盟団体の名誉や社会的信用を失墜させる行為。

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 連盟は、本規程の実効性を確保するために必要があるときは、理事会の決議によりコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの関する問題の防止及び解決等を審査するものとする。

2 コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議によりこれを別に定める。

(違反による処分等)

第7条 連盟は、連盟関係者が法令等に違反する行為又は第5条に規定する行為を行った場合は、審査の上、懲罰することができる。なお、懲罰の基準は、理事会で別に定める。

2 前項の懲罰を行うときは、弁明の機会を与えなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年6月19日から施行する。

この規程の施行に伴い、倫理規程（平成27年12月1日施行）は廃止する。

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟 コンプライアンス委員会設置要綱

(設置)

第1条 当連盟は、そのコンプライアンス規程（以下「本規程」という。）第6条（以下「本規定」という。）に基づき、コンプライアンスの取組みを推進し、本規程の実効性を確保するために必要があるとき、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱におけるコンプライアンスとは、日本国法令(行政上の通達、指針等を含む。)、当連盟の定款、コンプライアンス規程その他の諸規程及び社会規範等の遵守をいう。

2 本規定にいう「本規程の実効性を確保するために必要があるとき」とは、本規定第1条の目的達成のため、当連盟の理事会が委員会の設置を決定する場合をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、連盟理事（学識経験者）の職にある者をもって充てる。

3 委員は、理事、外部の学識経験者及び弁護士等の中から3名以上の奇数により選任する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定等に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進のために緊急に対応すべき事項
- (3) コンプライアンス違反等への対応方針に関する事項
- (4) その他コンプライアンスの推進に関する事項

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて委員会を招集し、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 委員会は、前条に規定する審議事項を審議する必要があるときに開催する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

3 委員長は、委員会における審議結果を速やかに連盟の会長及び理事会に報告しなければならない。

4 委員長は、必要があるときに委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の議事録は、原則として非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の運営に必要な事務は、連盟の事務局で行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2018年（平成30）年10月28日から施行する。

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟
強化指定選手等の行動規範に関する規程

(目的)

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟（以下「連盟」）は、強化指定選手及び日本代表選手等(以下「強化指定選手等」)が連盟を代表する選手として、パラリンピックや世界選手権大会等で活躍を目指すアスリートとしての自覚と責任を持って行動し、ひいては車椅子バスケットボールの健全な普及・発展を図ることを目的に、本規程を制定する。

(規程の遵守と内容)

強化指定選手等は、以下の事項を理解するとともに、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手等は、国民、競技に関わるボランティア、理事、連盟社員、オフィシャルパートナー及びオフィシャルスポンサーなどの支援を得ていること、並びに常に一般社会から注視されていることを自覚して行動をとらなければならない。
2. 強化指定選手等は、ドーピング手続きを含むメディカルチェックをはじめ、大会や強化合宿等への参加規則及び登録などの知識及び事務手続の理解に努め、提出期限を厳守しなければならない。
3. 強化指定選手等は、それぞれ指定された活動及び行事（連盟主催大会、合宿、練習、ミーティング、講習会、記者会見、壮行会等）には時間を厳守し、参加することに務めること。ただし、日本代表リーダー若しくはヘッドコーチがやむを得ない事情によると認めた場合は、その限りではない。
4. 連盟及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったとき、日本選手団マニュアル等に準ずる。
5. 法令に違反する行為又強化指定選手等の信用を損なう行為や他者を誹謗中傷する発言や行為をしてはならない。特に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（例：フェイスブック、ライン、ツイッターなど）による発信には十分、注意すること。
6. 強化指定選手（当該年度の強化指定）としての活動期間中は、20歳以上であっても禁煙とする。また、国際大会及び合宿等においては、強化指定選手等であることを自覚し、飲酒については、原則禁止とする。
7. 健康に対する自己管理を行い、国際大会派遣候補選手となった時には、褥瘡の有無、インフルエンザ、その他の感染症等にかかった時点で速やかに日本代表リーダー若しくはコーチ陣へ申告すること。
8. 事務連絡などすぐに確認し、返信が必要な場合には期日までに言い、確認連絡が取れるよう努めること。
9. その他、日本代表リーダー若しくはヘッドコーチ等から指示された事項を遵守すること。
10. 自らが反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の暴力、威力または詐欺的手法を利用していないこと、その他反社会的勢力との間に交際がないことを保証すること。

(違反選手に対する処分)

1. 強化指定選手等が前記1～10の行動規範に著しく違反する行為を繰り返しかつ改善が認められないとき、技術委員会委員長（以下、「委員長」）は強化指定選手等を解除することができる。なお、委員長は強化指定選手等を解除したときは速やかに理事会に報告しなければならない。
2. 委員長は必要に応じて、次の対応をとることができる。
 - (1) 強化指定選手等の活動・行事に参加することを一時的に停止させること。
 - (2) 国際大会参加時に、強制的に帰国させること。
3. 委員長は1及び2の処分を行うときには、理由を記載した書面で行わなければならない。
また、当該選手等から書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
4. 処分を受けた選手等は、書面を受け取った日から30日以内に連盟代表理事あてに不服申し立てを行うことができる。
5. この不服申し立てに関する審査及び裁決は、理事会で行なうこととする。

付則 本規範は、平成28（2016）年5月23日より実施、施行する。

2018 年度 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟
強化指定選手、強化育成選手及び日本代表スタッフの活動に伴う誓約書

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）は、乙が強化指定選手等として活動するにあたり、以下のとおり合意する。

第 1 条 〔誠実義務〕

乙は、甲の強化指定選手等規程をはじめとする諸規程等を遵守し、日本を代表するトップアスリート等としての自覚を持ち、日本代表を目指す青少年少女の夢と希望であり続けるとともに、社会の模範として信頼され続けるよう努める。

第 2 条 〔履行義務〕

乙は、次の各事項を履行する。

- (1) 本誓約書の目的に即して、競技力の向上に努める。
- (2) 正当な理由がある場合を除き、甲が指定する大会に出場する。
- (3) 正当な理由がある場合を除き、甲が指定または推薦する行事に参加する。
- (4) 原則として年 1 回、甲が指定する測定及びメディカルチェックを受診する。ただし競技者の健康状態において、医事委員会がさらに必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) アンチ・ドーピングにかかわる全ての基準を適正に遵守する。
- (6) 甲に対し、定められた時期に年間計画の提出と活動実績の報告をする。
- (7) 甲の技術委員長が必要とした面談に応じる。
- (8) 乙は、パラリンピック競技大会、世界選手権大会等の重点国際競技大会でメダル獲得及び最高のパフォーマンスを目指し、競技力向上及び健康状態の保持に努める。

第 3 条 〔メディア対応・選手の肖像等の使用〕

- (1) 乙は、日本を代表するトップアスリート等として自覚を持ち、メディアからのインタビュー、取材、テレビ番組への出演及び撮影などを受けるときは、身だしなみや服装に注意するとともに、自身の発言、行為には十分に留意する。
- (2) 乙は、パラリンピック競技大会又は世界選手権大会等の国際競技大会の日本代表選手に選出されたときは、本連盟又は国際パラリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、世界車いすバスケットボール連盟、その他関連機関が別途定める肖像及びメディア活動に関する規制事項を遵守する。
- (3) 乙は、甲がその広報・広告宣伝活動等のために、事前に協議の上、乙の個人肖像を無償で使用することを承諾する。乙は甲の広報・広告宣伝活動等の為に、肖像写真・動画撮影・インタビュー等録音などを含む素材制作が必要とされた場合、乙は原則として無償で甲に協力するものとする。甲は乙の競技活動に配慮したうえで素材制作の日程を決めるものとする。
- (4) 乙を含む集団肖像（2 名以上・日本代表公式衣服類着用時）を甲及び甲の協賛社など、甲が認めた第三者が商業利用することを承諾する。
- (5) 甲が主催する日本代表強化及び派遣事業実施期間、その他指定行事参加期間において、乙は甲のオフィシャルパートナー等の競合他社の広報広告宣伝活動に参加してはならない。また、それらの期間中で、甲が公式・指定ユニフォーム・衣服・シューズ類を支給している場合、乙はこれら支給衣類を着用するものとし、同競合他社製品を着用してはならないものとする。ただし、所属チーム及び個人の練習中や競技中における練習・競技用シューズ及びその他競技関連装飾品類の着用は除く。
- (6) 乙は、マスコミ、ブログ、ソーシャルメディアなどを通じた情報発信につき、その特性やリスクなどを十分に理解し、自身の発言による影響力の大きさを自覚した上で不用意・不確実な内容を発信してはならない。

第 4 条 〔有効期間〕

本契約書の有効期間は、2018 年 4 月 14 日～2019 年 3 月 31 日までとする。ただし、強化指定選手の指定の解除がなされた場合は、指定解除の日までとする。

本契約書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有する。

2018 年 4 月 14 日

甲 東京都港区赤坂 1-2-2

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟

会長 玉川 敏彦 印

乙 住所：

氏名：

印